

岡山県建築住宅センター株式会社

確認検査業務手数料規程

| | | | |
|-------|-----|-----|----|
| 平成12年 | 9月 | 1日 | 制定 |
| 平成16年 | 7月 | 1日 | 改定 |
| 平成17年 | 10月 | 1日 | 改定 |
| 平成19年 | 6月 | 20日 | 改定 |
| 平成19年 | 12月 | 1日 | 改定 |
| 平成20年 | 6月 | 20日 | 改定 |
| 平成20年 | 12月 | 1日 | 改定 |
| 平成22年 | 5月 | 1日 | 改定 |
| 平成23年 | 6月 | 1日 | 改定 |
| 平成26年 | 4月 | 1日 | 改定 |
| 平成27年 | 6月 | 1日 | 改定 |
| 平成27年 | 9月 | 1日 | 改定 |
| 平成27年 | 11月 | 1日 | 改定 |
| 平成28年 | 7月 | 1日 | 改定 |

(趣旨)

第1条 この手数料規程は、別に定める岡山県建築住宅センター株式会社確認検査業務規程第48条に基づき、岡山県建築住宅センター株式会社（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務及び仮使用認定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

- 第2条 建築物の確認申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
- 2 建築物の計画変更確認申請に係る手数料の額は、床面積の二分の一に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。ただし、別棟増築の場合を除く。
 - 3 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替に係る確認申請手数料の額は、既存床面積の二分の一に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 4 建築物の用途を変更する場合は、当該用途変更に係る部分の床面積に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 5 既存建築物に増築する場合は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 6 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料に同表の(2)欄に掲げる手数料を加算する。
 - 7 建築基準法第6条の3特定構造計算基準第1項ただし書きに定めるルート2審査を行う場合、建築基準法施行令第39条第3項に定める特定天井を有する場合、同法第56条第7項の規定により政令で定める天空率による場合、構造計算が複数棟ある場合及び既存不適格建築物への遡及適用がある場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料に同表の(3)欄に掲げる手数料を加算する。

8 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料から同表の(4)欄に掲げる手数料を減額する。

(昇降機等に関する確認申請の手数料)

第3条 昇降機の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一機につき、別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。

2 昇降機以外の建築設備の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一の設備につき、前項と同じ手数料の額とする。

(工作物に関する確認申請の手数料)

第4条 工作物の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一の工作物につき、別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。

2 工作物で高さ10mを超えるもの、遊戯施設及びプラント等、建築物に一体となる構造物など特殊なものについては、別途協議による。

(建築物に関する中間検査・完了検査の申請手数料)

第5条 中間検査を必要とする建築物の中間検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第2の(1)欄に掲げる手数料の額とする。

2 完了検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、中間検査が有るものは別表第2の(2)欄に、中間検査の無いものは同表の(3)欄に掲げる手数料の額とする。

3 既存建築物に増築した場合で、中間検査が有るものの完了検査申請に係る手数料の額は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として別表第2の(2)欄に掲げる手数料の額、中間検査が無いものは既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として同表の(3)欄に掲げる手数料の額とする。

4 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合は、別表第2の(1)から(3)に該当する手数料から同表の(4)欄に掲げる手数料を減額する。

(昇降機等に関する完了検査の申請手数料)

第6条 昇降機の完了検査申請手数料の額は、一機につき、別表第2の(3)欄に掲げる手数料の額とする。

2 昇降機)以外の建築設備の完了検査申請手数料の額は、一の設備につき、前項と同じ手数料の額とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 工作物の完了検査申請手数料の額は、一の工作物につき、別表第2の(3)欄に掲げる手数料の額とする。

第8条 仮使用認定手数料の額は、申請一件につき、別表第3の(1)欄に掲げる手数料の額とする。

(その他)

第9条 第2条から第8条に定める手数料の額は、社会経済状況等の変化や、その他やむを得ない事情が生じた場合は改正することができる。

2 第2条から第8条に定める手数料の額について、センターが特別の事情があると認められた場合は、減額することができる。

3 証明手数料

センターが交付した確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書の証明手数料は、1通につき1,000円に消費税を加えた金額とする。

(附則)

この手数料規程は、平成12年9月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成16年7月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成17年10月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成19年6月20日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成19年12月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成20年6月20日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成20年12月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成22年5月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成23年6月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成27年6月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成27年9月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成27年11月1日から施行する。

(附則)

この手数料規程は、平成28年7月1日から施行する。